

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月7日
(2)事業者の氏名又は名称	横浜北交通株式会社(法人番号5020001043371) 代表者 武元 政博
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港北区新羽町676-1 (本社営業所) 神奈川県横浜市港北区新羽町676-4
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	道路運送法(以下、運送法)第27条第3項、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下、タクシー適正化・活性化法)第16条の4第1項
(6)違反行為の概要	平成31年4月9日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)運賃変更届出違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月7日
(2)事業者の氏名又は名称	宮園自動車株式会社(法人番号7011201005342) 代表者 川村 泰利
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中野区中野1－50－5 (杉並営業所) 東京都杉並区井草4－17－1
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成31年4月8日及び平成31年4月18日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月7日
(2)事業者の氏名又は名称	すみれ交通有限会社(法人番号9020002021546) 代表者 漆原 孝
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市旭区川井宿町9 (川井宿町本社営業所) 神奈川県横浜市旭区川井宿町9
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	令和元年8月2日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 3 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月15日
(2)事業者の氏名又は名称	代々木自動車株式会社(法人番号7011001024204) 代表者 西澤 明洋
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都渋谷区初台2-6-9 (本社営業所) 東京都渋谷区初台2-6-9
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	令和元年9月19日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月15日
(2)事業者の氏名又は名称	諏訪 嘉一
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区 (営業所) 東京都江東区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項
(6)違反行為の概要	令和元年9月26日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月21日
(2)事業者の氏名又は名称	小湊タクシー株式会社(法人番号9040001053927) 代表者 石川 晋平
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市五井中央東1-1-2 (本社営業所) 千葉県市原市五井中央東1-1-2
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(31日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成31年2月19日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)事故惹起運転者及び高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)事故惹起運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年1月28日
(2)事業者の氏名又は名称	ブルームエクスプレス株式会社(法人番号1040001102831) 代表者 越川 美奈子
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町南玉造3743 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町南玉造3819-2
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成31年3月12日及び平成31年3月20日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)